

【平成28年度版】

# 奈良県景観形成の基準解説



美しく風格のある奈良の創造

# 目 次

## 第1 景観形成の基準一覧

1 共通事項	1
2 建築物の新築又は移転等	1
3 工作物の新設又は移転等	3
4 開発行為	4
5 土地の形質の変更	5
6 物件の堆積	6

## 第2 景観形成の基準の解説

1 共通事項に係る基準	7
2 建築物の新築又は移転等に係る基準	1 1
3 工作物の新設又は移転等に係る基準	3 3
4 開発行為に係る基準	4 0
5 土地の形質の変更に係る基準	4 4
6 物件の堆積に係る基準	4 9

参考資料	5 3
------	-----

## はじめに

この基準解説は、奈良県景観計画に定める「景観形成の基準」について解説したもので、これから景観法に基づく行為の届出を行おうとする者にこの基準を分かりやすく説明するため作成したものです。

配慮内容や具体的方法は一例であり、行為の場所や周辺状況及び行為の規模・用途などにより様々な配慮方法が考えられます。

この基準解説が、より良い景観を形成して頂く一助になることを願います。

なお、今後も新たな事例などを基に、必要に応じて加筆・修正しながらこの基準解説をより一層実用性のあるものとして行きたいと考えます。

# 第1 景観形成の基準一覧

この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、適用される項目が異なることがあります。

また、以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- （ア）建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの。
- （イ）既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更。
- （ウ）その他特別に配慮する必要があるもの。

## 1. 共通事項

事項	基準	解説項	一般区域	重点景観形成区域			
				広域幹線沿道区域	第2種特定区域	第1種特定区域	
共通	①	景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場からの眺望に配慮すること。	p7	○	○	○	○
	②	地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	p9	○	○	○	○
	③	行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	p10	○	○	○	○

## 2. 建築物の新築又は移転等

事項	基準	解説項	一般区域	重点景観形成区域			
				広域幹線沿道区域	第2種特定区域	第1種特定区域	
(1) 配置、規模及び高さ	①	良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。	p11	○	○	○	○
	②	山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。	p12	○	○		
	③	歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。	p13	○	○	○	○
	④	行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。	p14	○	○	○	○
	⑤	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	p15	○	○	○	○
	⑥	塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。	p16		○	○	○

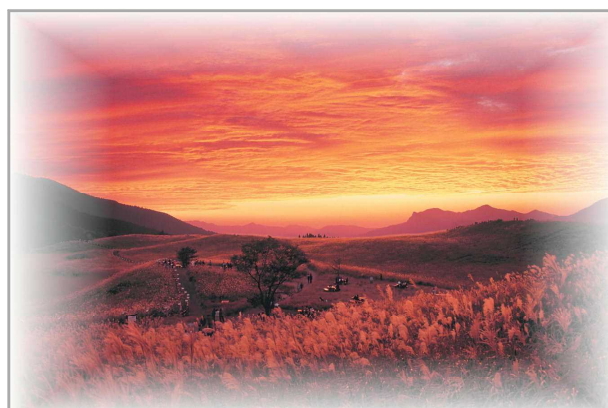
(2) 形態 及び 意匠	①	良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	p 17	○	○	○	○
	②	歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあつては、できる限り勾配屋根とすること。	p 18	○	○		
	③	道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。	p 19	○	○	○	○
	④	外壁又は屋上など外部に設ける建築設備は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	p 20	○	○	○	○
	⑤	屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	p 21	○	○	○	○
	⑥ -ア	外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。	p 22	○	○	○	○
	⑥ -イ	高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として避けること。	p 23			○	
	⑥ -ウ	点滅する光源の設置は、原則として避けること。	p 23				○
	⑦	塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。	p 25		○	○	○
	⑧	原則として、勾配屋根とすること。 (※主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く)	p 26				○
(3) 色彩	①	色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。	p 27	○	○	○	○
	②	多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	p 28	○	○	○	○
(4) 素材	①	良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	p 29	○	○	○	○
	② -ア	歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあつては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。	p 30	○	○		
	② -イ	地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。 (※主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く)	p 30			○	○
(5) 緑化	①	行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。	p 31	○	○	○	○
	②	住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	p 32	○	○	○	○

### 3. 工作物の新設又は移転等

事項	基準	解説 項	一般 区域	重点景観形成区域			
				広域幹線 沿道区域	第2種 特定区域	第1種 特定区域	
(1) 配置、 規模 及び 高さ	①	良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする事。	p 33	○	○	○	○
	②	山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする事。	p 34	○	○		
	③	原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする事。	p 34	○	○	○	○
	④	行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする事。	p 35	○	○	○	○
	⑤	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する事。	p 35	○	○	○	○
(2) 形態 及び 意匠	①	良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする事。	p 36	○	○	○	○
	②	道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする事。	p 36	○	○	○	○
	③ -ア	外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。	p 37	○	○	○	○
	③ -イ	高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として避けること。	p 37			○	
	③ -ウ	点滅する光源の設置は、原則として、避けること。	p 37				○
(3) 色彩	①	色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。	p 38	○	○	○	○
	②	多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。	p 38	○	○	○	○
(4) 素材	①	良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。	p 39	○	○	○	○
(5) 緑化	①	行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とする事。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 39	○	○	○	○
	②	住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	p 39	○	○	○	○

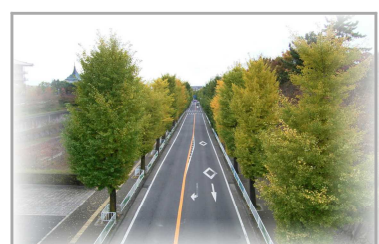
## 4. 開発行為

事項	基準	解説 項	一般 区域	重点景観形成区域			
				広域幹線 沿道区域	第2種 特定区域	第1種 特定区域	
方 法	①	できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。	p 40	○	○	○	○
	②	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 41	○	○	○	○
	③	擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	p 42	○	○	○	○
	④	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	p 43	○	○	○	○
	⑤	塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。	p 43	○	○	○	○



## 5. 土地の形質の変更

事項	基準	解説 項	一般 区域	重点景観形成区域			
				広域幹線 沿道区域	第2種 特定区域	第1種 特定区域	
土石採取・ 鉱物掘採	①	周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 44	○	○	○	○
	②	採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	p 45	○	○	○	○
土地開墾・ 形質の 変更	③	できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。	p 46	○	○	○	○
	④	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 46	○	○	○	○
	⑤	擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	p 47	○	○	○	○
	⑥	原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 47	○	○	○	○
共通	⑦	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。	p 48	○	○	○	○
	⑧	塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。	p 48	○	○	○	○



## 6. 物件の堆積

事項	基準	解説 項	一般 区域	重点景観形成区域			
				広域幹線 沿道区域	第2種 特定区域	第1種 特定区域	
方 法	①	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。	p 49	○	○	○	○
	②	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。	p 50	○	○	○	○
	③	行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	p 51	○	○	○	○
	④	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。	p 52	○	○	○	○
	⑤	塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。	p 52	○	○	○	○

